

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律取扱通達（消費税及び間接諸税関係）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特例輸出貨物の意義)</p> <p>11—1 法第11条第2項に規定する「<u>特例輸出貨物</u>」とは、関税法第67条の3第1項《輸出申告の特例》に規定による輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいうから、外国貨物に該当するものであるが、当該<u>特例輸出貨物</u>である課税物品は、11—2の場合を除き、法第11条第2項の規定により保税地域から引き取る際の内国消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(特例輸出貨物に係る輸出免税の適用)</p> <p>11—2 第11条第3項の規定は、<u>特例輸出貨物</u>である製造たばこ、揮発油又は石油ガス（以下この項において、「製造たばこ等」という。）を保税地域である製造場（たばこ税法第12条第6項《未納税移出》又は揮発油税法第14条第6項《未納税移出》等の規定により製造場とみなされる場所を含む。以下この項において「製造たばこの製造場等」という。）又は石油ガスの充てん場に移入した後に、当該製造たばこ等又は当該石油ガスを自動車の石油ガス容器に充てんしたもの（課税石油ガス）を船積み等のために当該保税地域から引き取る場合に、当該保税地域を製造たばこの製造場等又は石油ガスの充てん場とみなして、当該保税地域からの引取りを製造場又は石油ガスの充てん場からの移出とみなすことにより、たばこ税法第14条《輸出免税》、揮発油税法第15条《輸出免税》又は石油ガス税法第11条《輸出免税》等の規定を適用する趣旨であるから留意する。</p>	<p>(特定輸出貨物の意義)</p> <p>11—1 法第11条第2項に規定する「<u>特定輸出貨物</u>」とは、関税法第67条の3第2項《輸出申告の特例》に規定する<u>特定輸出申告</u>を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいうから、外国貨物に該当するものであるが、当該<u>特定輸出貨物</u>である課税物品は、11—2の場合を除き、法第11条第2項の規定により保税地域から引き取る際の内国消費税は免除されることに留意する。</p> <p>(特定輸出貨物に係る輸出免税の適用)</p> <p>11—2 第11条第3項の規定は、<u>特定輸出貨物</u>である製造たばこ、揮発油又は石油ガス（以下この項において、「製造たばこ等」という。）を保税地域である製造場（たばこ税法第12条第6項《未納税移出》又は揮発油税法第14条第6項《未納税移出》等の規定により製造場とみなされる場所を含む。以下この項において「製造たばこの製造場等」という。）又は石油ガスの充てん場に移入した後に、当該製造たばこ等又は当該石油ガスを自動車の石油ガス容器に充てんしたもの（課税石油ガス）を船積み等のために当該保税地域から引き取る場合に、当該保税地域を製造たばこの製造場等又は石油ガスの充てん場とみなして、当該保税地域からの引取りを製造場又は石油ガスの充てん場からの移出とみなすことにより、たばこ税法第14条《輸出免税》、揮発油税法第15条《輸出免税》又は石油ガス税法第11条《輸出免税》等の規定を適用する趣旨であるから留意する。</p>